

聖籠町訓令第一号

聖籠町請負工事指名業者選定委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年 二月 七日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町請負工事指名業者選定委員会規程の一部を改正する訓令

聖籠町請負工事指名業者選定委員会規程（昭和五十八年聖籠町訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 委員長に事故があるとき、又は長期にわたり不在となるときで、緊急を要する等やむを得ない場合に限り、総務課長がその職務を代理する。

第五条第二項中「委員長に事故あるとき、又は欠けたとき、若しくは」を削る。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。